

(第1編)

第8章 共助嘱託

第183条 (一人制裁判所) 裁判官および(合議制)裁判所は、刑事訴訟事件の審理に必要なあらゆる法的手続きを講じるために相互に支援する。

第184条 裁判上の手続きが(共助)要請者以外の裁判官または裁判所によって執行されなければならない場合、この要請者は、司法共助嘱託(suplicatorio, exhorto y mandamiento: *注: いずれも共助嘱託の意味である。差は下記。)によりその履行を委託する。

suplicatorioの方式は、より高いレベルの裁判官または裁判所に宛てるときに使用され、同じレベルの者に宛てる場合は exhorto の方式、下部者に宛てる場合は mandamiento または carta-orden の方式が使用される。

第185条 法的手続き実行を要請する裁判官または裁判所は、自己に従属していない下位レベルの裁判官または裁判所に直接連絡をとることはできず、同じレベルで裁判権を有するこれらの者の上位の裁判官または裁判所に直接連絡をとらなければならない。

ただし、法律に明示的に別段の定めがある場合は除かれる。

第186条 証明書または公証謄本の発行を要請するため、および、その執行が所有権登記官、公証人、(一人制または合議制)裁判所の補助者または廷吏、および、裁判所の命令に従う司法警察の公務員に対応する法的手続きの実行を要請するためには mandamiento の方式が使用される。

第187条 裁判官または裁判所が、訴訟事件の必要に応じて他の法秩序の当局または公務員に連絡をとらなければならない場合には、公文書または通達(*exposición)の方式が使用される。

(訳者注: exposición (通達) とは、司法機関が省庁に連絡する通信行為である。)

第188条 私的告訴でのみ追求できる犯罪以外の犯罪が追求される場合の共助嘱託書は、職権で発行され、それらの履行のためにそれらが発行した裁判官または裁判所によって直接発送される。

私的告訴によってのみ追求される犯罪による訴訟に起因する共助嘱託書は、その発行を請求した利害関係人またはその代理人に、これ(共助)を履行すべき裁判官または裁判所に提出する期限を設定し、受領書を得て引渡すことができる。

ただし、法律に明示的に別段の定めがある場合は除かれる。

第 189 条 書類を受け取った者は、設定された期間内に、(共助の) 履行を委託された裁判官または裁判所に嘱託書を提出し、発送元の裁判官または裁判所に提出したことを直ちに通知する。

提出を確認する際、(委託先の) 対応公務員は、共助嘱託書に続けて(報告) メモを作成し、その引渡し日および受領書を受け取る提出者を表示し、両者がメモに署名する。かかる公務員は、同日、または、それが不可能な場合は翌日に裁判官または裁判所に対して(共助嘱託を) 報告する。

第 190 条 職権により送付された場合、送付物を受け取った裁判官または裁判所は、直ちに受領通知を送付者に通知する。

第 191 条 共助嘱託書を受け取った、または、提出された裁判官または裁判所は、その者に属するとみなされる管轄権の異議申立てを害しないで、その履行を取り決め、手続きを実行するために適切なことを、嘱託書で期限が定められている場合はその期間内に、その他の場合はできるだけ早く、処理する。

履行すると、嘱託書は、受け取ったとき、または、提出されたときと同じ形式で遅滞なく返却する。

第 192 条 共助嘱託の完了に絶対的に必要な時間以上の遅延がある場合、距離と実行されるべき法的手続きの種類を考慮して、嘱託書を発行した裁判官または裁判所は、職権で、または、当事者の要求により、場合に応じて、嘱託された裁判官または裁判所へ注意喚起書を発送する。

完了の遅れが *exhorto* の種類の共助嘱託である場合、注意喚起書の代わりに、*suplicatorio* の種類の共助嘱託書がその直近の上級庁(者)に送付され、遅れをそれに認識させる。

これと同じ強制措置を、*carta-orden* の方式の共助嘱託書を発行した者は、遅延している下級庁(者)に共助嘱託を履行して返送するよう義務付けるために、利用する。

第 193 条 外国の裁判所への共助嘱託書は、条約に定められた方法に従って、外交ルートによって送付され、これがない場合には、政府の一般規定により決定される方法に従って行われる。

それ以外の場合は、相互主義の原理が適用される。

第 194 条 前条に規定されるのと同じ規則が、法的手続きの実施を要求する外国裁判所からの共助嘱託をスペインで履行する際にも遵守される。

第 195 条 裁判官および裁判所の直接の命令下でない当局、公務員、公的職員 (agentes)、軍の部隊長とは、事件の緊急性により口頭での実行が必要な場合を除き、共助囑託は (気付) 公文書 (atento oficio) によって連絡される。訴訟に記録を残す。

第 196 条 裁判官および裁判所は、恩赦・司法省を通じて議会および国王の (各種) 大臣に、自己の職務で司法機関を支援するために、また、(それらの者が) 当局、その職員に要求されたデータまたはサービスを提供するよう義務付けるために、通達 (exposición) の方式で連絡する。